

# ◎70歳以上の方の高額療養費について

制度の見直しがありました



次のとおり改正されましたので、ご案内いたします。

## ●外来年間合算高額療養費

7月31日現在「一般」又は「低所得者」に該当する方について、前年8月1日から当年7月31日までの期間のうち、「一般」又は「低所得者」であった月の外来受診に係る一部負担金の合計が144,000円を超える場合、その超える額を支給します。

支給にあたっては「高額療養費（外来年間合算）支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の提出が必要になりますが、具体的な手続き等につきましては、後日改めてお知らせします。

※制度改正後、初回の計算期間は「平成29年8月1日から平成30年7月31日」となります。

## ●自己負担限度額の見直し等（平成30年8月1日から）

- ・「一般」に該当する方の外来療養に係る自己負担限度額が、14,000円から18,000円に引き上げられます。
- ・「現役並み」区分について、3区分に細分化されるとともに、外来療養に係る自己負担限度額（57,600円）が廃止されます。

改正前（平成30年7月まで）				改正後（平成30年8月から）				
区分		外来限度額 (個人)	世帯限度額	区分		外来限度額 (個人)	世帯限度額	
高齢受給者証 一部負担金割合 3割	現役並み	57,600円	80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>	高齢受給者証 一部負担金割合 3割	課税所得 890万円以上 (Ⅲ)	252,600円＋ (医療費－842,000円)×1% <多数回該当:140,100円>	} 限度額適用 認定証の 交付対象者	
			課税所得 380万円以上 (Ⅱ)		167,400円＋ (医療費－558,000円)×1% <多数回該当:93,000円>			
			課税所得 145万円以上 (Ⅰ)		80,100円＋ (医療費－267,000円)×1% <多数回該当:44,400円>			
高齢受給者証 一部負担金割合 2割	一般	14,000円 (年間上限: 144,000円)	57,600円 <多数回該当:44,400円>	高齢受給者証 一部負担金割合 2割	一般	18,000円 (年間上限: 144,000円)	57,600円 <多数回該当:44,400円>	} 外来年間合算 支給対象者
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
	低所得者Ⅰ		15,000円		低所得者Ⅰ		15,000円	

「現役並み」(Ⅰ)又は(Ⅱ)に該当する方につきましては、新たに限度額適用認定証の交付対象となりますが、様式等につきましては、後日改めてお知らせします。

※「現役並み」(Ⅲ)に該当する方につきましては、限度額適用認定証を交付しない取扱いとなります。

## Q&A

**Q** 私は高齢受給者証の一部負担金の割合が「3割」です。来月、入院するので医療費が高額になりそうなのですが、限度額適用認定証の交付を受けることが必要なのでしょうか？

**A** 平成30年8月から、現役並み(Ⅰ)又は(Ⅱ)に該当し、ひとつの医療機関での支払額が高額になる可能性がある方は、「限度額適用認定証」の交付手続きを行ってください。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただくと、その医療機関で、自己負担限度額を超える額を支払わなくてよくなります。

※ 限度額適用認定証の交付を受けていなくても、後日、上限額を超えて支払った額を高額療養費として支給します。(この場合、申請は不要です。)

## 全国土木建築国民健康保険組合

★お問い合わせ及び申請書の送付は“給付事務センター 給付第一課”までお願いします。

〒102-8532 東京都千代田区麹町3丁目2番地(麹町共同ビル内) TEL 03-5210-4384